

## 2019 年度 第 1 回第三者監査の結果の報告について

### I. はじめに

当社は、2004 年度より「品質保証体制の改善策」および 2009 年に策定した「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の実行状況と PDCA 展開状況について、第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（2019 年度よりロイド・レジスター・グループ・リミテッド。以下、「LR」と記す）による継続的な確認を受け、改善を図ってきた。

2019 年度は、これまでに実施してきた内部監査の監査項目と重複していない項目という観点および第三者機関の知見を有効に活用できる項目という観点から、品質マネジメント（以下、「QMS」と記す）活動およびその定着の状況に関する監査を受けた。

### II. 監査結果の概要

LR 監査報告書の中で示された所見の抜粋は、以下のとおり。

#### 1. 監査実施日

監査実施日は以下のとおり。

- ・ 2019 年 7 月 17 日～18 日 : 埋設事業部
- ・ 2019 年 7 月 18 日～19 日 : 濃縮事業部
- ・ 2019 年 8 月 5 日～ 7 日 : 再処理事業部および技術本部
- ・ 2019 年 8 月 8 日～ 9 日 : 安全・品質本部
- ・ 2019 年 8 月 9 日 : 監査室

#### 2. 監査結果

全般的には、PDCA サイクルが機能的に回っている状況が確認された。

「指摘事項」※1：いずれの被監査部門にも提起されなかった。

「観察事項」※2：いずれの被監査部門にも提起されなかった。

「提言事項」※3：濃縮事業部、技術本部および監査室に各 1 件、安全・品質本部に 2 件、再処理事業部に 3 件が提起された。（添付 1 参照）

「良好事例」※4：埋設事業部、濃縮事業部、再処理事業部、技術本部および監査室に対して各 1 件が抽出された。（添付 2 参照）

※1 指摘事項の定義：定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須

※2 観察事項の定義：定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項

※3 提言事項の定義：定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい

※4 良好事例の定義：さらなる自立的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例

### 3. 各監査実施項目に対する個別所見

#### (1) QMS 活動の実施状況

##### ①調達製品の保存（予備品・貯蔵品）（濃縮事業部、再処理事業部、技術本部、安全・品質本部）

予備品・貯蔵品の品名ごとに数量、場所を把握し、要領に基づく棚卸しを行っていることから、調達製品は適切に保存されている。

##### ②監視機器および測定機器の管理（3 事業部、技術本部、安全・品質本部）

監視機器などが、要領に基づき点検頻度、点検方法、判定基準、有効期限など校正成績書などとして保存されており、機器に有効期限が表示されるなど、使用者が現場にて確認がし易くなっていることから、監視機器および計測機器は適切に管理されている。

##### ③業務に対する要求事項のレビュー（3 事業部、技術本部、安全・品質本部）

法令ごとの担当部署から法令に係る周知情報が発信される仕組みが定着しているとともに、標準類と関係法令との関連付けが明確であることから、業務に対する要求事項のレビューは適切に機能している。

##### ④法令遵守の状況（3 事業部、技術本部、安全・品質本部）

標準類と関係法令との関連付けが明確にされ、各種エビデンスや現場の状況から当該標準類に定められたとおりに作業しており、毒物及び劇物取締法/放射線障害防止法/電波法などの法令要求事項は適切に遵守されている。

#### (2) その他（個別）

##### ①品質目標の達成状況（緊急被ばく医療体制の整備）（安全・品質本部）

2019 年度の品質目標「緊急被ばく医療体制の整備」について、達成指標としての病院ごとの役割の明確化と大学との合同訓練の実施を計画し、それに沿って活動が進展している。

##### ②内部監査の状況（監査室）

監査計画の策定に際しては、前年度の内部監査結果などの各種情報源をもとに、被監査対象部門の特異点を整理しており、かつ JIS Q 19001 監査の原則に照らした客観性の確保など自ら評価を実施していることから、内部監査の適切性が維持されている。

### 4. その他所見

- ・機器によっては経年劣化による精度の変化を考慮して、定期的な校正点検の際に得られる誤差データなどを基に経時的な変化の度合いを評価し、これを機器更新の優先順位を決めるよりどころのひとつとする考え方から、誤差データを有効に活用されたら良い。
- ・標準類を基に実務を行う人々に間違いを起させないために、その人々の目線に立った標準類のあり方を意識すること。例えば、出来るだけ単純な仕組みとすることや平易な文章表現とすることは、間違いを起させないために有効なまとめ方である。

### Ⅲ. 監査結果に対する日本原燃の取り組み

今年度第 1 回の定期監査で示された提言事項 8 件（添付 1 参照）については、処置方針にしたがって、すみやかに処置を行うとともに、「その他の所見」で示された事項については、当社の内部監査での確認の観点に含めて、フォローを実施していく。

以上

## 2019 年度第 1 回定期監査における提言事項と日本原燃の対応方針

監査項目	監査での確認内容	LR からの提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
QMS 活動の実施状況 (調達製品の保存)	古い型式の計装基板予備品について、払出し前に作動の健全性の確認が容易ではなく、交換して初めて作動の良否が判明し、使用不可となった場合の対応について、事前に検討しておく余地があること	<u>使用可否確認が容易でない予備品についての事前アクション</u> あらかじめ使用可能な状態であることの確認が容易ではない予備品について、交換してから使用不可と判明した際に対応を始めるのではなく、想定する事象に対してあらかじめとるべきアクションを検討すること	故障したときにすぐに基板交換ができるように、1 枚以上の基板は保有している。長期保管品のものもあるが、これまでの実績より使用可能と判断しているものの、交換してから使用不可と判明したときに対処できるよう停止した設備からの基板を入手し、2 枚以上の予備基板を保管する体制とする。交換後の故障基板については、オーバホールに出して次の予備品として保有する。 なお、計測制御設備は 2021 年度に更新完了予定であり、更新までの期間は本手法により設備の維持は可能と考えている 完了予定日：2019 年 10 月 31 日	濃縮事業部 濃縮保全部 電気計装保全課
QMS 活動の実施状況 (調達製品の保存)	貯蔵品への結露防止等から、倉庫内の湿度が 60%を超えないように除湿器を使用し自主的に湿度の値を管理していること	<u>湿度管理目標値の細則への明確化</u> 細則には温度湿度測定の定めはあるものの、目標値の記載がない。現在、貯蔵品への結露防止の観点から自主的に管理されている値 (湿度 60%以下) を目標値として、標準類で明確にすることを検討すること	貯蔵品管理細則に目標値 (湿度 60%以下) として記載し改正する  完了予定日：2019 年 10 月 7 日 完了日：2019 年 10 月 7 日	再処理事業部 機械保全部 機械技術課
QMS 活動の実施状況 (業務に対する要求事項のレビュー)	高圧ガス保安法の要求事項を「危害予防規程」と「運転管理マニュアル (高圧ガス製造設備)」に反映をしているが、今後も確実に反映するための管理の余地があること	<u>法令要求事項改正内容の標準類へ落とし込みについて</u> 法令改正が盛り込まれた上位標準類の改正時に、改正部分の要求事項が漏れなく下位の標準類などに反映されたことに確信が持てるような管理を検討すること	法令改正が盛り込まれた上位標準類の要求事項について、下位標準類の反映箇所を整理表にまとめ、法令改正内容が必要な標準類に反映されるよう管理する  完了予定日：2019 年 11 月 29 日	再処理事業部 化学処理施設部 精製課
QMS 活動の実施状況 (業務に対する要求事項のレビュー)	毒劇物法が改正された際、担当部署からの連絡を受けて毒劇物作業責任者が改正内容をレビューし変更がある場合関係各所にメールで通知していること	<u>毒劇物指定変更後の確認手順の明確化</u> 法令改正によって毒劇物指定に変更があった場合、保管場所や表示などにも影響がある。その影響によって変更する内容が適切であるかを確認する手順を明確にすることを検討すること	「分析部 化学物質管理マニュアル」を改正し、左記確認手順を明確にする  完了予定日：2019 年 10 月 1 日 完了日：2019 年 10 月 2 日	再処理事業部 分析部 分析課

監査項目	監査での確認内容	LRからの提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
QMS活動の実施状況(業務に対する要求事項のレビュー))	液体シンチレーションカウンター校正有効年月の表示を忘れていたこと	<u>液体シンチレーションカウンターへの校正有効期限の表示</u> 常設の液体シンチレーションカウンターは定期的な校正管理の対象設備ですが、装置本体に校正の有効年月を表示することについて検討すること(校正作業が適切に行われていることは点検記録により明確である)	速やかに、校正の有効年月の表示を行う(2019年8月8日表示済) 今後、表示忘れが起こらないように「環境管理建屋 放射能分析機器類点検手順書」に校正の有効年月日を表示することをルール化する  完了予定日:2019年9月30日 完了日:2019年9月25日	安全・品質本部 環境管理センター 環境安全グループ
QMS活動の実施状況(法令遵守の状況)	現場監査により毒劇物の施錠、表示、保管場所などが「業務マニュアル」に基づいて適切に管理されていることを確認した際、鍵の運用のしかたについて明確ではなかったこと	<u>劇物の施錠管理に係る運用の明確化</u> 材料・化学研究業務マニュアルに試薬庫の鍵は研究所副長が管理するよう規定されているが、施錠管理者に求められる機微に影響を与えない範囲で、鍵に対する運用のしかたについて明確にすることを検討すること	試薬庫の鍵に対する運用のしかたが明確になるよう、マニュアルの記載を見直す  完了予定日:2019年10月31日	技術本部 エンジニアリングセンター 技術開発研究所
その他((品質目標の達成状況(緊急被ばく医療体制の整備))	今年度の品質目標達成目標を「8月に病院ごとの傷病者の受入れ整理と役割の明確化」、「10月に■■■■との合同訓練を計画」としており、具体的な実施項目ではなかったこと	<u>実施項目の具体化による品質目標の達成度の明確化について</u> 品質目標に対して具体的な実施項目を明確にした上で、実施済と未実施の項目とを区別することについて検討すること これにより品質目標の達成度の判定が容易になると考えられる(補足説明:被ばく医療体制の充実・推進活動での詳細のやるべきことを決めておき、実施したものと未実施との区別をつけるべく整理ができれば進捗の程度が明らかになる)	品質目標の達成度判定を容易にするために、■■■■との合同訓練の実施に向けた具体的な実施項目を明確にした上で、各項目についての実施状況を区別できる管理表を作成し進捗状況を管理する  完了予定日:2019年9月30日 完了日:2019年9月30日	安全・品質本部 放射線安全部 放射線安全グループ
その他(内部監査の実施状況)	「監査報告書」に再処理事業部の“弱み”が提起されていたこと	<u>被監査側の弱みとその推定原因について</u> 2018年度の内部監査において再処理事業部の“弱み”が提起されているが、“弱み”は受け止め方によって評価が異なり、かつ、客観的な証拠を示すことが必ずしも容易ではない事象であることから、監査のアウトプットに含めることに無理が感じられる 2019年度も引き続きこの種の提起を行う場合は、監査報告書から独立した別途の形態で提起することを検討すること	監査室では、複数の抽出事項を分野毎に分類し、件数の多い分野を共通的に見られる被監査側の弱みとして、改善の方向の参考にすることを意図して提示している。 一定の客観性はあると考えられる一方、主観が残ることも事実である 従って、弱みについては監査報告書の【監査総括】中で言及するが、位置づけとしては参考事項の扱いとし、今年度の監査報告書に間に合うものから反映する 完了予定日:2019年10月31日	監査室 監査部 品質監査グループ

## 2019 年度第 1 回定期監査における良好事例

監査項目	LR からの良好事例	対応部署
QMS 活動の実施状況（法令遵守の状況）	<u>法令検査対象設備の適切な維持管理</u> 熱水ボイラ、天井走行クレーン、および第一種圧力に対する法令の性能検査については、当該設備の設置以来、途絶えることなく指摘事項が無く、合格が続いており、法令遵守が継続的に維持されている状況である	濃縮事業部 濃縮保全部 機械保全課
QMS 活動の実施状況（業務に対する要求事項のレビュー）	<u>法令要求事項の下位標準類への反映について</u> 「標準類のまとめ」は、法令要求事項の解釈に対し、JEAG4121／保安規定運用要領／下位の標準類との関連を横並びで体系的に整理したものです。法令要求事項を下位の標準類に反映させる上で有効な手段のひとつであると評価する	再処理事業部 計装保全部 計装技術課
QMS 活動の実施状況（業務に対する要求事項のレビュー）	<u>法令要求事項の下位標準類への反映について</u> 法令の箇条と関連する標準類の該当箇所との対比を容易にした「標準類のつながり一覧」は、法令要求事項の理解を深め、標準類に反映する有効な手段のひとつとして機能している	技術本部 エンジニアリングセンター 技術開発研究所
QMS 活動の実施状況（業務に対する要求事項のレビュー）	<u>法令要求への確実な対応</u> 「法令、協定等に基づく報告等管理表」の適切な運用により、埋設事業部が提出すべき報告書等の漏れや遅延を生じさせない管理体制が構築され、確実に実践されている	埋設事業部 埋設計画部 計画グループ
その他（内部監査の実施状況）	<u>自らの業務の適切性に対する自律的評価</u> 内部監査に求められる客観性の確保の視点を含め、自らの内部監査の適切性について監査の原則に照らした評価が行われている	監査室 監査部 品質監査グループ